

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 三戸 尉行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
トロッコ嵯峨駅	・スロープ、及び階段の手摺（2段化）の整備（2025年度迄）	・多機能トイレの呼び出し装置の整備（トロッコ嵐山駅、トロッコ亀岡駅）
トロッコ嵐山駅	・改札口から乗降ホームへの段差解消設備の整備 ・公共通路から改札内階段まで誘導ブロックの整備 ・階段手摺（2段）の整備 ※上記項目は段差解消に併せて整備（実施時期未定） ・旅客男性トイレ小便器用手摺の整備（2025年度迄）	
トロッコ保津峡駅	・階段の手摺（2段）の整備（2026年度迄）	
トロッコ亀岡駅	・階段の手摺一部改修（2024年度）	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの更新	必要に応じてマニュアルの更新を実施	更新項目なし
実地訓練の実施	マニュアルに応じた訓練の実施を計画	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様に関する民間資格を持つ係員の増強	ユニバーサルマナー研修受講の促進	2023年度4名が受講

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様へのご利用案内の明確化	当社のホームページにバラバラに記載されている項目を集約し、わかりやすいものへ改修する。	2023年6月完了
	駅構内の案内表示の集約、改善及び音声案内の導入	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客を担当する社員への研修の実施	高齢のお客様や障がいをお持ちのお客様への介助方法等についての教育を実施する。	2023年10月実施 2024年度も継続

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲出	バリアフリーに関する各種ポスター等の掲出	継続して掲出する

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

移動円滑化の推進に向け、運輸課長を中心に諸施策を実施していく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページで掲載する。

(4) その他

中長期的な経営に関する計画と連動させ、毎年取組みを進めていく。

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 井上 敬章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	○

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 三戸 尉行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通鉄道（その他）	当社の車両は国鉄貨車を改造し開業当初から使用していますが、以前から「公共交通移動等円滑化基準」に基づき、車椅子スペース、車間転落防止設備等を設けてきました。更なる推進にあたっては、大規模な改造（設計含む）が必要となり、相当のコストが必要となることに加え、施工するとなれば長期間の運休が見込まれます。今後は、車両更新時に、「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両が投入できるよう計画を進めてまいります。	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
実地訓練の実施	マニュアルにもとづきスムーズな乗降ができるよう、乗務員・駅職員への実地訓練を実施	乗務員・駅職員への実地訓練を実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格を持つ	・ユニバーサルマナー研修を複数名受講させ、鉄道部運輸課への配置の増強を図る。	運輸課社員4名受講

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページの情報更新	障がい者のお客様へのHPにおける案内を見やすく編集した。	編集を行った

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客に関する社員を対象とした研修	社員にユニバーサル研修を受講させ、社内に展開する。	4名受講

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲示	バリアフリーに関する各種ポスターの掲示	ポスターの掲示

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・運輸課長を中心に施策の進展を図る

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

中長期経営計画と連動させ毎年ブラッシュアップを行う。

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	編成 5 (両)	編成 0 (両)	1 編成	0 編成	0 編成	0 編成	1 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	0 5 編成 (両)	0 0 編成 (両)	1 編成	0 編成	0 編成	0 編成	1 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	